自動車の運転に関する雇用契約書

自―⑧

　　　　　　　　　　　選挙候補者 　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運転業務

について、次のとおり契約を締結する。

１．自動車の種類

２．車　　　　名

３．自動車登録番号

又は車両番号

４．契約金額　　１日当たり　　　　　円とし、この額に契約期間中の選挙運動用自動車の運転業務を行った日数を乗じて得た金額とする。

５．期間 　令和 年 月 日から令和 年 月 日までの　　日間とする。ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。

６．請求及び支払 　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第１項又は第２項の規定により鶴田町に帰属することとならなかった場合において、乙は条例の定める限度内で鶴田町長に請求するものとする。ただし、供託物が鶴田町に帰属することになる場合又は鶴田町長に請求する金額が、契約金額よりも少ないときは、甲は乙にその不足額を支払うものとする。

７．その他 　この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ１通を所持する。

令和　　年　　月　　日

甲　　　　　　　　　　　　選挙候補者

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　㊞

乙　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　㊞